

熊本県税条例の改正について（平成 30 年 9 月議会）

今回改正した熊本県税条例の主な改正内容は以下とおりです。

自動車取得税・自動車税に係る規定について

（１）概要

エネルギーの使用の合理化に関する法律（以下、「省エネ法」という。）の一部改正で条項が追加されたことに伴い、条例中、以下の規定で引用する省エネ法の条項が繰り下げられたため改正を行うものである。

- ① 自動車取得税の非課税規定（附則第 8 条の 3 第 2 項第 4 号ア（イ））
- ② 自動車税の税率の特例（附則第 9 条第 2 項第 4 号）

（２）施行日

エネルギーの使用の合理化等に関する法律の一部を改正する法律の施行の日

【参考】

・省エネ法とは

内外におけるエネルギーをめぐる経済的社会的環境に応じた燃料資源の有効な利用の確保に資するため、エネルギーの使用の合理化等を総合的に進めるために必要な措置等を講ずるもの。